

平成 21 年 11 月 19 日

お客様各位

T & D アセットマネジメント株式会社

**「T & D 日本債券安定型運用ファンド A 号（偶数月決算型）」**  
**「T & D 日本債券安定型運用ファンド B 号（奇数月決算型）」**  
**信託終了（予定）のお知らせ**

「T & D 日本債券安定型運用ファンド A 号（偶数月決算型）」および「T & D 日本債券安定型運用ファンド B 号（奇数月決算型）」（以下、総称して「当ファンド」といいます。）は、投資信託約款の規定に基づき、平成 22 年 1 月 28 日をもちまして、下記のとおり信託を終了（繰上償還）することを予定しておりますので、お知らせ申し上げます。

記

当ファンドは、投資環境の変化により、運用方針に則った運用を継続し、本来の商品性を維持することが将来的に困難な状況が見込まれるため、弊社といたしましては、このまま運用を継続するよりも繰上償還することが受益者の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

当ファンドの信託終了（繰上償還）について、平成 21 年 11 月 19 日現在の受益者に対して異議申立て期間（平成 21 年 11 月 19 日から平成 21 年 12 月 24 日）を設けており、同期間内で、ファンド毎に異議を申し立てた受益者の受益権口数が、受益権の総口数の二分の一を超えない場合は、平成 22 年 1 月 28 日をもって信託を終了いたします。

以上

## ご参考

### 投資信託約款の抜粋

(投資信託契約の解約)

第 43 条 (T & D 日本債券安定型運用ファンド A 号 (偶数月決算型))

第 40 条 (T & D 日本債券安定型運用ファンド B 号 (奇数月決算型))

委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたととき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が 10 億口を下回る事となった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項および第 2 項の投資信託契約の解約をしません。

委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(略)

なお、当ファンドに係る平成 21 年 11 月 19 日現在の全ての受益者に対し、解約しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を行うものとし、当ファンドの繰上償還(予定)についての公告は行いません。